

改正

平成二六年三月二〇日条例第九号

平成三一年 三月二七日条例第五号

令和 八年 三月三〇日条例第二号

岐阜県川辺漕(そう)艇場条例をここに公布する。

岐阜県川辺漕(そう)艇場条例

(設置)

第一条 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供するため、加茂郡川辺町に岐阜県川辺漕艇場（以下「漕艇場」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 漕艇場（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第五条まで及び第九条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に漕艇場の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漕艇場の使用を許可しないことができる。

- 一 漕艇場の管理上支障があるとき。
- 二 漕艇場を使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 漕艇場の管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正の行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、漕艇場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、漕艇場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、漕艇場の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第九条 漕艇場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 漕艇場の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

五 火気又は危険物を取り扱わないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、漕艇場からの退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、漕艇場の管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、漕艇場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 県民が漕艇場を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。

二 漕艇場の管理に関する事業計画が、漕艇場の適正な管理のために適切なものであること。

三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 漕艇場の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

三 第十三条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に

漕艇場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

- 3 前項の場合にあっては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第十二条 漕艇場の管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第九条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 漕艇場の維持管理に関すること。
- 二 体験学習事業の企画及び実施に関すること。
- 三 利用者への便宜の供与に関すること。
- 四 利用の促進に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

第十三条 指定管理者が行う漕艇場の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 十二月二十九日から翌年の一月四日までを休業日とすること。
 - ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 午前八時三十分から午後九時三十分までを利用時間とすること。ただし、艇庫については日の出から日没までを、宿泊施設については午後一時から翌日の午前十一時までを利用時間とすること。
 - ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 三 漕艇場の管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、漕艇場の利用を制限すること。
- 四 漕艇場の管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十四条 指定管理者は、毎事業年度、漕艇場の管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十五条 指定管理者は、やむを得ない理由により漕艇場の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十条第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第十条第五項の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十七条 第四条の規定による停止の命令又は第九条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成二十六年三月二十日条例第九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日までの間に南飛騨健康増進センター条例に規定するキャンプ縄文及び岐阜県川辺漕(そう)艇場条例に規定する宿泊施設に宿

泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕（そう）艇場条例、岐阜県スポーツ科学センター条例、南飛騨健康増進センター条例及びソフトピアジャパンセンター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和八年三月三十日条例第二号）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて南飛騨健康増進センター条例、ソフトピアジャパンセンター条例、岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕（そう）艇場条例及び岐阜県スポーツ科学センター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第六条、第十一条関係）

区分		単位		金額（円）
艇庫	八人漕（こ）ぎ舟艇を保管する場合	一艇一年につき	学生	四六、六〇〇
			一般	九三、一七〇
	四人漕ぎ舟艇を保管する場合	一艇一年につき	学生	三一、五二〇
			一般	六三、〇三〇
	二人漕ぎ舟艇を保管する場合	一艇一年につき	学生	二三、二九〇
			一般	四六、六〇〇
	一人漕ぎ舟艇を保管する場合	一艇一年につき	学生	一五、〇七〇
			一般	三〇、一四〇
	スweepオールを保管する場合	一本一年につき	学生	三、一五〇
			一般	六、三一〇
	スカルオールを保管する場合	一本一年につき	学生	一、五二〇
			一般	三、〇二〇

宿泊施設	一人一泊につき	学生	一、五二〇
		一般	二、〇五〇
知事が定める附属施設設備等	知事が定める額		

備考

- 一 学生とは、大学生以下の者及びこれに準ずる者をいう。
- 二 一般とは、学生以外の者をいう。
- 三 一泊とは、午後一時から翌日の午前十一時までの宿泊をいう。
- 四 利用料金の額が年額で定められている場合において、利用期間が一年未満であるとき、又は利用期間に一年未満の端数があるときは、月割により計算する。この場合において、一月未満の端数があるときは、当該端数は、一月として計算する。
- 五 前号の場合において、利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。